三条市内で転居される方へ

⚠転居届は、必ず三条市役所に来庁し手続が必要です。

●スマート申請で書類の事前申請ができます。
　スマートフォンやパソコンで「三条市スマート申請システム」からあらかじめ書類の事前申請をされると、来庁した際の各種手続書類作成の時間が短縮できます。
　詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。

スマート申請

●市民総合窓口（三条庁舎市民窓口課）は来庁予約ができます。
　市民総合窓口で手続を行う方は、三条市ホームページからスマートフォンやパソコン、電話（住所異動予約専用☎050-1809-3465）で予約が可能です。
　栄・下田サービスセンターでの手続は予約不要です。
　詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。

市民総合窓口予約

●引越しワンストップサービスが利用できます。
　署名用電子証明書等が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンからマイナポータルで転居届の来庁予約ができるサービスです。（ただし、引越しワンストップサービスでは、時間予約はできません。）

マイナポータル

●本人確認書類（期限や資格が有効なもの）をお持ちください。
〈顔写真あり１点〉マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど
〈顔写真なし２点〉健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳・基礎年金番号通知書など

●受付時間：平日午前９時から午後４時30分（時間外サービスは、令和8年３月31日をもって終了しました。）

●転居手続の窓口（他の担当部署で手続が必要なときは、転居手続終了後にご案内します。）

窓　口	所在地	電話番号
市民総合窓口（三条庁舎　市民窓口課）	〒955-8686　三条市旭町2丁目3番1号	☎0256-34-5540
栄サービスセンター（栄庁舎）	〒959-1192　三条市新堀1311番地	☎0256-45-1110
下田サービスセンター（下田庁舎）	〒955-0192　三条市荻堀830番地1	☎0256-46-5906

⚠住居表示地区内に住宅を新築（改築を含む）又は新たに建売住宅（中古を含む）を購入した方

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
新築届	転居届出前（竣工の１か月前までに）	【対象者】 住居表示地区内（P６）に住居等を新築（改築の場合も含む）された方、新築届が未届の建売住宅（中古物件を含む）を購入された方（届出の有無について不明な場合は、お問合せください。） 【必要なもの】 新築届（ホームページからダウンロードできます。） ・平面図、配置図、 ・位置図（住宅地図）	・建築確認申請とは別の届出です。 ・届出をされないと住所が決まらないため、転居届ができません。 ・届出により「〇番〇号」が決まり、２週間程度で住居番号付定通知及び住居表示板をお渡しします。 ※新築届は、来庁不要で自宅等からスマート申請ができます。（栄・下田サービスセンターでの届出はできません。）	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
転居届	転居後14日以内（未来日での転居届はできません。）	【対象者】 三条市内から三条市内に引越しされた方 【必要なもの】 ・転居届（窓口で住民異動届を作成してください。ただし、引越しワンストップサービスを利用された方は、記入不要です。マイナンバーカードと暗証番号を用意しご案内する職員に「マイナポータルで転居の（氏名）」とお知らせください。） ・届出人（来庁者）の本人確認書類 〈外国人の方〉 ・特別永住者証又は在留カード ・外国人の方で、同一世帯に住民登録する家族等がいる場合は、結婚証明書、出生証明書等の世帯主との続柄を証する文書の原本及び日本語の訳文（転居前の続柄と変更がない場合は不要です。）（注１） 〈建てて間もないアパート等又は建物の名称が変わったばかりのアパート等に住む方〉 ・住民登録に必要なアパート等の名称及び部屋の表記（「市役所アパート　Ａ－１０１号室」等）が確認できる契約書等 ※名称等の確認ができない場合、建物の所有者又は管理者に確認が必要になります。 〈別世帯の代理人が手続する場合〉 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 〈お持ちの場合〉 特別永住者証又は在留カード	⚠新しい住所に住み始めた日から14日以内に転居届を行わない場合、住民基本台帳法の規定により５万円以下の過料に処せられる場合がありますので、ご注意ください。 また、新しい住所に住み始めた日から60日以内に転居届を行わない場合、住み始めた日が確認できるものが必要です。 【住み始めた日が確認できるものの例】 ・アパート等の契約書 ・電気、ガス、水道料金の支払いのお知らせ、請求書、納付書等 ・既に住んでいる世帯主又は家屋管理人、借家契約している名義人等が作成した居住している旨の申述書等 （注１） ・外国語で作成されている場合は、翻訳者名を記載した訳文を付けてください。	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
マイナンバーカード（券面変更）	転居後14日以内	【対象者】 マイナンバーカードをお持ちの方 【必要なもの】 （転居者のうちカードをお持ちの方全員分の）マイナンバーカードと暗証番号（数字４桁のもの） ※暗証番号が不明なときは、本人より再設定の手続ができます。	券面記載事項変更届の手続が必要です。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
マイナンバーカード（署名用電子証明書）	随時	【対象者】 マイナンバーカードの所有者で15歳以上の利用希望者 【必要なもの】 ・（住所変更後、券面変更処理後の）マイナンバーカード ・15歳以上の方で署名用電子証明書を利用される場合は、英数字を組み合わせた暗証番号（６桁以上16桁以内のもの）	・転居により失効します。 ・住所異動等により署名用電子証明書を更新した場合、24時間は利用できません。	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
国民健康保険	転居後14日以内	【対象者】 国民健康保険に加入されている方 【必要なもの】 ・保険税の口座振替を希望される場合は、預貯金通帳と銀行印 〈お持ちの方〉 ・国民健康保険資格確認書 ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証	資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。	健康づくり課 国保係 ☎0256-34-5442
後期高齢者医療制度	転居後14日以内	【対象者】 後期高齢者医療制度に加入されている方 【必要なもの】 ・後期高齢者医療資格確認書 〈お持ちの方〉 ・特定疾病療養受療証	資格確認書を翌日以降書留で郵送します。	
介護保険	転居後14日以内	【対象者】 介護保険制度に加入されている方 【必要なもの】 ・介護保険被保険者証 〈お持ちの場合〉 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	介護保険被保険者証等を交付します。 ※住所地特例（従前の市区町村より介護保険被保険者証の交付）を受けている場合は、お知らせください。	高齢介護課 介護認定係 ☎0256-34-5475
児童手当（公務員を除く）	転居後14日以内	【対象者】 児童手当を受給されている方で対象児童と住所が異なる方	住所等変更届の手続が必要です。 ※転居により受給者に変更がなく児童と別居する場合は、児童手当別居監護申立書が必要です。	
児童扶養手当	転居届出後すぐ	【対象者】 児童扶養手当の受給資格がある方 【必要なもの】 ・児童扶養手当証書（全部支給停止者を除く）	住所変更届の手続が必要です。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
子ども医療費	転居届出後すぐ	【対象者】 子ども医療を受給されている方 【必要なもの】 ・子ども医療費受給者証	受給資格内容等変更届の手続が必要です。	
未熟児養育医療費	転居届出後すぐ	【対象者】 未熟児養育医療費の助成を受けている方 【必要なもの】 ・養育医療券	養育医療変更届出書の手続が必要です。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
ひとり親家庭等医療費	転居届出後すぐ	【対象者】 ひとり親家庭医療を受給されている方 【必要なもの】 ・ひとり親家庭等医療費受給者証	住所変更届の手続が必要です。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
妊産婦医療	転居届出後すぐ	【対象者】 妊産婦医療費を受給されている方 【必要なもの】 ・妊産婦医療費受給者証	受給資格内容等変更届の手続が必要です。	
小中義務教育学校	転居届出後すぐ	【対象者】 三条市立学校の指定校へ転校する児童・生徒 【必要なもの】 以下をお持ちになり、転校する学校で手続をしてください。 ・転入学通知書（転居届時に交付します。） ・今まで在籍していた学校から交付される「在学証明書」、「教科書給与証明書」	・学区外就学（指定校以外の学校へ就学）を希望される場合は、学区外就学承認申請書が必要です。 ・学区外就学から学区内就学になる場合は、学区外（区域外）就学承認取り下げについての手続が必要です。	（栄庁舎） 教育総務課 学事係 ☎0256-45-1118
身体障害者手帳	転居届出後すぐ	【対象者】 身体障害者手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・身体障害者手帳	交付等申請（届出）書の手続が必要です。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
療育手帳	転居届出後すぐ	【対象者】 療育手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・療育手帳	変更届出書の手続が必要です。	
精神障害者保健福祉手帳	転居後30日以内	【対象者】 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・精神障害者保健福祉手帳	変更届出書の手続が必要です。	
自立支援医療（精神通院）	転居届出後すぐ	【対象者】 助成を受けている方 【必要なもの】 ・自立支援医療受給者証（精神通院）	住所変更の手続が必要です。 施設入所、グループホームへの入居の方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。	
自立支援医療（更生医療）	転居届出後すぐ	【対象者】 助成を受けている方 【必要なもの】 ・特定疾病療養受療証（更生医療で透析の方）	受給者証等記載事項変更届出書（育成医療・更生医療）の手続が必要です。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
自立支援医療（育成医療）	転居届出後すぐ	【対象者】 助成を受けている方 【必要なもの】 ・自立支援医療受給者証	受給者証等記載事項変更届出書（育成医療・更生医療）の手続が必要です。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
重度心身障がい者医療費	転居届出後すぐ	【対象者】 助成を受けている方 【必要なもの】 ・受給者証	受給者変更届の手続が必要です。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
精神障がい者医療費助成費	転居届出後すぐ	【対象者】 助成を受けている方 【必要なもの】 ・精神障がい者医療費助成受給者証	住所変更の手続が必要です。	
特別児童扶養手当	転居後14日以内	【対象者】 特別児童扶養手当を受給されている方	住所変更届の手続が必要です。	
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当	転居後14日以内	【対象者】 各種手当を受けている方	受給者住所変更届の手続が必要です。	
障がい福祉サービス	転居後14日以内	【対象者】 障がい福祉サービスを受けている方 【必要なもの】 ・障がい福祉サービス受給者証 ・対象者のマイナンバー確認書類	住所変更の手続が必要です。	
心身障害者扶養共済	※福祉課へお問合せください	【対象者】 ※福祉課へお問合せください。 【必要なもの】 ※加入者、加入対象障がい者、受給者、年金管理者により手続が異なります。詳しくは、福祉課にお問合せください。		
水道	随時（土日祝除く）	【対象者】 水道を契約又は解約される方 【必要なもの】 開始の手続又は水道の使用を休止するときは、電話でご連絡ください。 給水装置を撤去するときは、届出が必要です。		水道お客さまセンター （〒955-0065 三条市旭町１丁目19番21号） ☎0120-25-0015

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
犬の登録	転居から30日以内	【対象者】 犬の所有者	登録事項変更届の手続が必要です。	環境課 環境衛生係 ☎0256-34-5558

令和８年９月作成

●住居表示について

住居表示とは、町の境界が入り組んだり、地番が順序よく並んでいなかったりとわかりにくくなっている町名と地番で住所を表している地区を、町の境界を整然とした恒久的な道路・水路等で画し一定の基準で付けた住居番号により、地区をわかりやすくすることです。

三条市では次の地区で住居表示を実施しており、住所を町名と住居番号で「（地区名）〇丁目〇番〇号」または「（地区名）〇番〇号」で表します。

【住居表示地区一覧】※50音別

50音	地区名
あ	旭町一～二丁目、麻布、荒町一～二丁目
い	井栗一～三丁目、石上一～三丁目、居島、一ノ門一～二丁目
う	牛ケ島
お	大野畑
か	篭場、嘉坪川一～二丁目
き	北新保一～二丁目、北中、北入蔵一～三丁目、北四日町
こ	興野一～三丁目
さ	桜木町、三竹一～三丁目
し	島田一～三丁目、下坂井、条南町、神明町
す	直江町一～四丁目、諏訪一～三丁目
た	田島一～二丁目
ち	中新
つ	塚野目一～六丁目、月岡一～四丁目、鶴田一～四丁目
と	土場
な	仲之町
に	西裏館一～三丁目、西大崎一～三丁目、西潟、西本成寺一～二丁目、西四日町一～四丁目、新光町
は	八幡町、林町一～二丁目
ひ	東裏館一～三丁目、東大崎一～二丁目、東三条一～二丁目、東新保、東本成寺
ほ	本町一～六丁目
ま	曲渕一～三丁目、松ノ木町
み	南新保、南四日町一 ～四丁目、三柳
も	元町
ゆ	由利
よ	横町一～二丁目、四日町